

島教保第530号
平成21年10月28日

各県立学校長様

教育委員会教育長
(保健体育課)

新型インフルエンザの「本格的流行」を受けての 感染拡大防止対策の一層の徹底について（通知）

各学校におかれましては、新型インフルエンザの予防及び感染防止対策を徹底していただくとともに、臨時休業措置等についても適切に行っていただいておりますことに改めて感謝申しあげます。

さて、島根県内でのインフルエンザ様疾患の流行状況については、定点医療機関の報告数による県内平均値が、10月19日からの1週間で「流行注意報」レベルの10.0に近づきつつあり、本格的流行期に入ったと考えられます。

つきましては、特に下記の点に留意するなど、新型インフルエンザ感染拡大防止のため、今一度指導の徹底をお願いします。

記

一般的な事項

- 1 学級、部活動等での健康観察を引き続き徹底する。
- 2 臨時休業措置を採る場合は、午後1時までに管轄の保健所及び県教育庁保健体育課に報告する。
※ 報告書は、学校欠席者情報収集システムの「欠席者入力」の画面から作成可能。
- 3 学校欠席者情報収集システムへの入力を続けるとともに、「地域の状況」の画面により、近隣及び全県の感染状況を確認し、指導の参考とする。
また、必要に応じて、近隣の学校と感染状況について連絡を取り合う。可能な範囲内で、児童生徒の兄弟姉妹が通学する学校とも情報交換を行う。

児童生徒・保護者への指導

1 自分が感染しないために

- ① 飛沫感染を防ぐ → 人ごみを避ける。やむを得ない場合はマスクを着用する。
- ② 接触感染を防ぐ → 手洗いを励行する。洗えない場合は、手指消毒用アルコールで消毒する。

2 他の人にうつさないために

- ① かかったなと感じたら（発熱、咳、喉の痛み、鼻汁、鼻づまり等）、登校・外出せず受診する。
- ② 他の人に咳やくしゃみをかけないよう、家庭及び医療機関等でも必ずマスクを着用する。
- ③ 医師から指示された自宅療養期間を厳守し、登校せず療養に努める。

※ 自宅療養にあたっては、県教委HPに掲載の「自宅療養のしおり」を参考にする。

3 医療機関を受診する際は

- ① 事前に電話連絡をし、マスク着用の上で受診する。
- ② 受診の結果を学校に連絡する。
- ③ 再登校にあたっては、医療機関への患者の過度の集中を避けるためにも、医師作成の「治癒証明書」を取得する必要はない。

※ 平成21年10月20日付け通知文書「治癒証明書に関する注意喚起について」参照。

【本件担当 保健体育課健康づくり推進室 Tel 0852-22-5425】

島教保第530号
平成21年10月28日

各市町村教育委員会教育長様

島根県教育委員会教育長
(保健体育課)

新型インフルエンザの「本格的流行」を受けての 感染拡大防止対策の一層の徹底について（通知）

各市町村教育委員会におかれましては、新型インフルエンザの予防及び感染防止対策の徹底と臨時休業措置等の適切な実施についてご指導いただいておりますことに改めて感謝申しあげます。

さて、島根県内でのインフルエンザ様疾患の流行状況については、定点医療機関の報告数による県内平均値が、10月19日からの1週間で「流行注意報」レベルの10.0に近づきつつあり、本格的流行期に入ったと考えられます。

つきましては、特に下記の点に留意するなど、新型インフルエンザ感染拡大防止のため、今一度指導を徹底するよう、所管の学校にご指導をお願いいたします。

記

一般的な事項

- 1 学級、部活動等での健康観察を引き続き徹底する。
- 2 臨時休業措置を採る場合は、午後1時までにFAXにて管轄の保健所及び市町村教育委員会に報告する。※ 報告書は、学校欠席者情報収集システムの「欠席者入力」の画面から作成可能。
- 3 学校欠席者情報収集システムへの入力を続けるとともに、「地域の状況」の画面により、近隣及び全県の感染状況を確認し、指導の参考とする。

また、必要に応じて、近隣の学校と感染状況について連絡を取り合う。可能な範囲内で、児童生徒の兄弟姉妹が通学する学校とも情報交換を行う。

児童生徒・保護者への指導

1 自分が感染しないために

- ① 飛沫感染を防ぐ → 人ごみを避ける。やむを得ない場合はマスクを着用する。
- ② 接触感染を防ぐ → 手洗いを励行する。洗えない場合は、手指消毒用アルコールで消毒する。

2 他の人にうつさないために

- ① かかったなと感じたら（発熱、咳、喉の痛み、鼻汁、鼻づまり等）、登校・外出せず受診する。
- ② 他の人に咳やくしゃみをかけないよう、家庭及び医療機関等でも必ずマスクを着用する。
- ③ 医師から指示された自宅療養期間を厳守し、登校せざるを努める。

※ 自宅療養にあたっては、県教委HPに掲載の「自宅療養のしおり」を参考にする。

3 医療機関を受診する際は

- ① 事前に電話連絡をし、マスク着用の上で受診する。
- ② 受診の結果を学校に連絡する。
- ③ 再登校にあたっては、医療機関への患者の過度の集中を避けるためにも、医師作成の「治癒証明書」を取得する必要はない。

※ 平成21年10月20日付け通知文書「治癒証明書に関する注意喚起について」参照。

【本件担当 保健体育課健康づくり推進室 Tel 0852-22-5425